

「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー制度」実施内容

店舗の名称：

店舗の所在地：

(※1 次のⅠかⅡのどちらかの感染防止対策を選択してください。)

□Ⅰ 業界ガイドラインの遵守 (※2 内閣官房(新型コロナウイルス感染症対策推進室HP掲載)
〔業界ガイドラインの名称(団体名)： _____ 〕

□Ⅱ 以下の沖縄県版感染防止対策チェックリストの遵守 (※3 すべての項目を遵守)

1 営業者、従業員の対応

- 管理者、従業員共に出勤前就業前に体温を測定し、体調不良の場合は勤務制限を実施します。
- 万が一、感染が判明したり濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に協力し感染拡大防止に努めます。
- 就業中、マスクの着用など咳エチケット、手指消毒を徹底します。
- 接触確認アプリ(cococa)や県LINE公式アカウントの導入を推奨します。

2 「三つの密」を避ける施設の対応

- 入口のドアや窓を開け、常時換気扇を回すなど、密閉を避けます。
- 密集状態を避けるよう、予約による来店や混雑時間を避けた来店を推奨する啓発や立ち位置の表示を行います。
- 店内が混雑しないよう、必要に応じ入店制限を実施します。
- 密接を避けるため、客席等は、対面にならないよう配置を工夫し隣同士の間隔も可能な限り広くする。会計レジ・カウンターなどで対面となる場合、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽します。

3 施設の感染防止対策

- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置します。
- 複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブ、タブレット、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行います。

4 利用者同士の対応(飲食店など利用者間で接触の可能性がある場合)

- 利用者がマスクを着用し咳エチケットを励行するよう啓発します。(食事中など、着用に支障がある場合は除きます。)
- 利用者が密集しないような席に案内します(又は、掲示などで利用者に啓発します)。
- 発熱や風邪、味覚障害などの症状がある方の入店制限を行う旨を掲示し、必要に応じ体温を計測するよう協力を求めます。
- 他人と共有する物品は可能な限り少なくし、共用する場合は、使用者が替わるたびに洗浄や清拭・消毒を行います。

<宣言>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、上記の感染予防対策を実践します。

店舗責任者署名 _____